

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染が瞬く間に全世界へ拡大し、今現在においても、我々の生活に暗い影を落としています。噂に振り回されることなく、ワクチンや治療方法が確立されるまで、対策を入念に感染することなく過ごしたいものです。

今年も『なよろっぽい家づくりの会』では、「住まい」に関する役立つ情報を発信してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

私たち『なよろっぽい家づくりの会』は、名寄市内の建設会社が創る「寒冷地住宅」を広く普及するため2002年(平成14年)に設立しました。

市内では、毎年多くの個人住宅が新築されていますが、その内60～70%は市外ハウスメーカーで建設されています。この現状が続くと、建築にかかる多額な資金が名寄市外へ流出し、また名寄市内の雇用の場や資材の調達も減少され、名寄市の経済に大きな影響を与えます。私たちは、この影響を可能な

限り改善するべく、永い間、この名寄の地に合った「寒冷地住宅」を研究し、その実績を積んできました。「住宅」を建設後、末永く安全に暮らせること、その時代に合った利便性や快適性を提供することには、長期間にわたる継続的なメンテナンスや、修繕・補修に対する迅速なケアが最も大切なことだと考えており、私たちは名寄市の地元の企業です。特にその点においては万全を期してご要望にお応えさせていただきます。

私たちは、民間会社(10社)と個人でつくる会ですが、活動はあくまでも「非営利」を基本とし、そのうえで、皆さまへの利便と建築産業が名寄市の経済に貢献できるという想いで活動しております。新築やリフォーム、その他「住まい」の悩み事などを、是非私たちにご相談ください。

本年もよろしくお願いいたします。

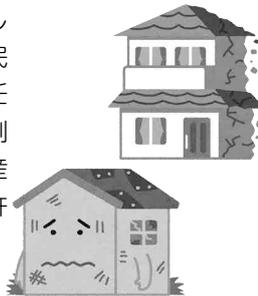
なよろっぽい家づくりの会

会長 まつ 松 お 尾 かおる 薫

空き家を適切に管理しましょう

●使われていない家も、個人の大切な財産です

全国で空き家が増加し問題視されています。ですが、空き家であることが問題ではなく、家の手入れをしない状況が続く、劣化が進むことが最大の問題なのです。その結果、家の一部が壊れたり、風で飛び散ったりして、他人に危害を加えてしまうと、民法の規定で所有者や管理者が管理責任を問われ、損害賠償などに発展する例もあります。空き家は個人の私有財産ですが、周辺に危害を及ぼすことは許されません。



●さまざまな事情で空き家の管理者になる事があります

親が亡くなったため住んでいた家が空き家となったことのほか、親が老人ホームなどの施設に入所したため空き家になっていることや、相続の関係で遠い親戚の家の管理者となる可能性もあります。たとえ、土地や建物の相続において、家庭裁判所で相続放棄の手続きを行ったとしても、相続財産管理人が選任され、管理を始めるまでは、管理義務が残っていますので、管理しなければなりません。この義務を怠り、周囲の住民などに被害を及ぼしてしまうと法的な賠償責任を追及される場合があります。(民法第940条)

●空き家を適正に管理しましょう

空き家になったら、まずご近所に空き家になることを連絡し、併せて万が一のために自分の連絡先を伝えておきましょう。また、月に1度は点検を行い周囲に迷惑をかけないように配慮しましょう。



●資産価値のあるうちに有効活用しましょう

将来に渡り使う予定のない場合には、資産価値が低下しないうちに売却するのも一つの方法です。市内の宅地建物取引業者に相談してみましょう。市では空家バンクを開設し、空家や空き地の情報提供を行っています。市と協定を結んだ市内宅地建物取引業者に掲載を相談しましょう。



※登録できる土地建物については一定の条件があり、また、市が売買や賃貸借契約などを行うものではありません。

問い合わせ

環境生活課環境・生活安全係 (名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3126) FAX 01654④4011

HP : <http://www.city.nayoro.lg.jp/>